

# 女性の活躍に関する情報公表及び男性労働者の育児休業取得率の情報公表について

※令和8年3月31日現在

当学園では、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」及び「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」に基づき、下記の情報を公表しています。

## 記

### 【管理職に占める女性労働者の割合】※出向職員を除く

○女性の管理者数	33名
○管理者数計	54名
○管理職に占める 女性労働者の割合	61.1%

### 【係長級にある者に占める女性労働者の割合】※出向職員を除く

○女性の係長級にある者	65名
○係長級に該当する労働者数	92名
○係長級の労働者に占める 女性労働者の割合	70.7%

### 【年次有給休暇の取得率（区分ごと）】

(管理職の別)	(取得率)
○管理職	33.9%
○管理職以外	44.0%

### 【雇用区分ごとの一月当たりの労働者の平均残業時間】

(区分)	(一月当たりの労働者の平均残業時間)
○正規労働者	11.6時間
○非正規労働者（パートタイマー除く）	11.3時間
○非正規労働者（パートタイマー）	1.0時間

### 【男女の賃金の差異】※出向職員を除く

(区分)	(男女の賃金の差異)
○全労働者	106.6%
○正規労働者	103.5%
○非正規労働者	112.6%

## 【男性労働者の育児休業取得率】

100%

※育児休業等の取得率は、

「育児休業等をした男性労働者の数」÷「配偶者が出産した男性労働者の数」  
で求めていること。

(付記事項)

- ・対象期間：令和7年度（令和7年4月1日～令和8年3月31日）
- ・正規労働者：管理職に占める女性労働者の割合、係長級にある者に占める女性労働者の割合男女の賃金の差異の数値については、出向者（例：日本赤十字社からの出向者）は除いている。
- ・非正規労働者：パートタイム労働者（1週間の所定労働時間が同一の事業主に雇用される通常の労働者（正規雇用労働者）に比べて短い労働者）及び有期雇用労働者（事業主と期間の定めのある労働契約を締結している労働者）をいう。
- ・賃金：俸給、各種手当を含み、通勤手当、退職手当は除く。

(追加的付記事項)

- ・就業規則及び賃金決定の基準において性別による違いはないこと。
- ・全教・職員のうち、7割以上が女性であること。